

妊婦のための支援給付のご案内

すべての妊産婦が安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、相談やサポートを受けていただける包括相談支援と、妊娠期や出産・育児関連のサービスへの利用及び物品購入などに役立てていただける経済的支援を一体的に実施しています。

包括相談支援



出産や子育てなどについての面談を実施

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月頃
(アンケート、希望者に面談)
- ③出生届出後(新生児訪問)など

○面談の対象者・妊婦・産婦など

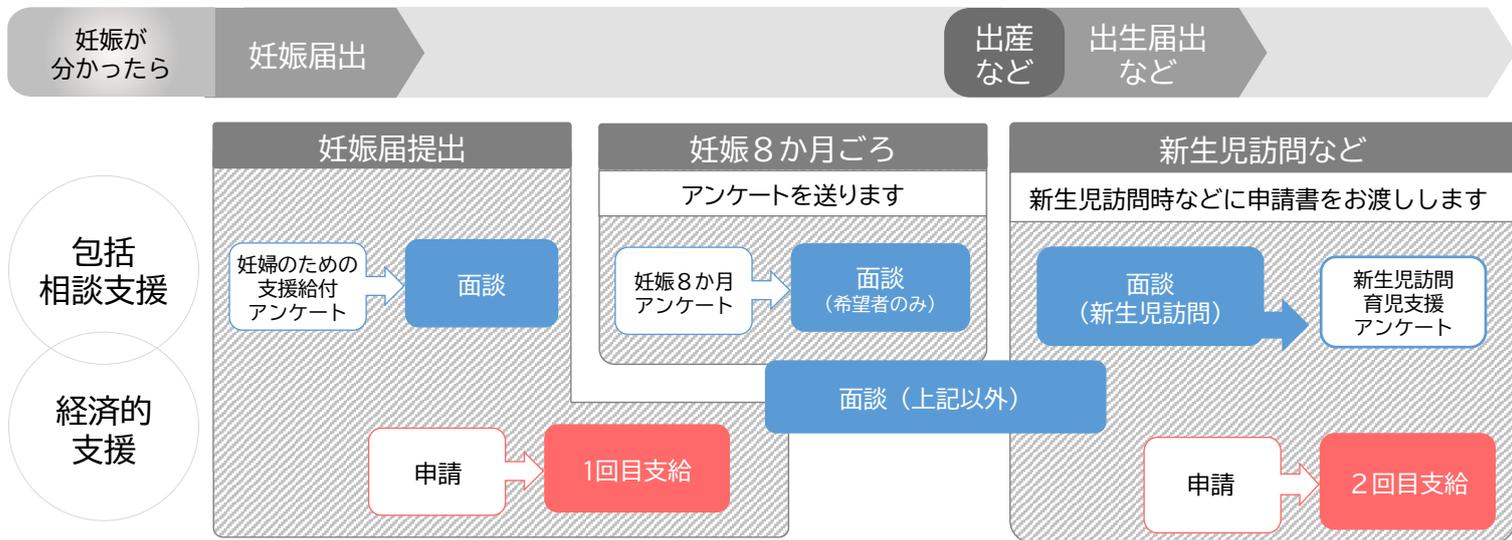
経済的支援



- 1回目(妊娠時)
妊婦1人当たり 現金5万円
- 2回目(出産後など)
妊娠したお子様1人につき
現金5万円

※母子手帳届出時または新生児訪問などの面談を実施した後、申請時に指定した口座へ振込

支援の流れ



※ 妊婦支援給付金の支給には、アンケートに回答し、面談を受ける必要があります。
※ お子様が出産に至らなかった場合も、面談後に給付(2回目)を申請することができます。
※ 申請を受け付けてから約1か月後に振込を行う予定です。

お問い合わせ 長浜市役所 健康推進課

〒526-0845 長浜市小堀町32番地3 ながはまウェルセンター1階

☎0749-65-7759 (受付時間 平日9:00~16:45)